令和元年第4回定例会 斑 鳩 町 議 会 会 議 録

令和元年6月3日 午前9時50分 開会 於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番 溝 部 真紀子

3番 中川靖広

5番 伴 吉晴

7番 嶋 田 善 行

9番 横田敏文

11番 濱 眞理子

13番 奥 村 容 子

2番 齋藤文夫

4番 小城世督

6番 大森恒太朗

8番 井上卓也

10番 坂口 徹

12番 木澤正男

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷容子

係 長 岡 田 光 代

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長 中 西 和 夫

教 育 長 藤 原 伸 宏

総務課長 仲村佳 真

財 政 課 長 福 居 哲 也

住民生活部長 加藤惠三

長寿福祉課長 中原 潤

健康対策課長 北 典 子

住民課長 関口 修

建設農林課長 手 塚 仁

上下水道課長 上 田 俊 雄

教委総務課長 安 藤 晴 康

生涯学習課参事 平 田 政 彦

副 町 長 乾 善 亮 総務部長 巻 昭 男 西 まちづくり政策課長 庄 徳 光 本 税務課長 弓 啓 真 福祉子ども課長 尾 歩 美 中 国保医療課長 Ш 恭 弘 猪 環境対策課長 寿 也 東 浦 都市建設部長 植 村 俊 彦 都市整備課長 松 畄 洋 右 会計管理者 黒 﨑 益 範

栗

本 公

生

生涯学習課長

1,議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程2. 会期の決定について
- 日 程 3. 議案第33号 斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部 を改正する条例について
- 日 程 4. 議案第34号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営 の基準に関する条例の一部を改正する条例につ いて
- 日 程 5. 議案第35号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準 に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 6. 議案第36号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例につ いて
- 日程 7. 議案第37号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号) について
- 日 程 8. 議案第38号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予 算(第1号)について
- 日程9. 議案第39号 令和元年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日 程10. 議案第40号 令和元年度斑鳩町下水道事業会計補正予算(第 1号)について
- 日 程 1 1. 選挙第 1号 斑鳩町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選 挙について
- 日 程 1 2. 承認第 4号 町長専決処分について承認を求めることについて (令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について)
- 日 程13. 報告第 4号 議会の委任による町長専決処分の報告について (令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第2 号)について)
- 日 程 1 4. 報告第 5 号 平成 3 0 年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計 算書の報告について
- 日 程15. 承認第 6号 平成30年度斑鳩町下水道事業会計予算繰越計

算書の報告について

日 程16. 報告第 7号 平成30年度斑鳩町文化振興財団事業報告につ

いて

追加日程1. 陳情第 1号 交差点への信号等の早期設置を求める要望書

一小吉田1丁目の町道405号線と斑鳩パークウ

ェイが交わる交差点 一

1,本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○議長(坂口徹君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、令和元年第4回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。

中西町長。

○町長(中西和夫君) おはようございます。令和元年第4回斑鳩町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申しあげます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申しあげます。今年度も、既に2か月が経過したところでありますが、「新しい斑鳩の創造」の具体化に向けて編成した令和元年度予算につきましては、事務事業も順調に進捗しており、職員ともども本年度事業の早期実施に向け、積極的に取り組んでいるところでございます。また、先日の報道では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の発表で、来年の東京オリンピックの聖火リレーのコースに本町が含まれているということが判明いたしました。国の内外から注目を集めることとなりますことから、これを契機として、本町の魅力を発信してまいりたいと考えているところでございます。

さて、本定例会では、斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてなど、14議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願いを申しあげます。なお、提出議案の説明につきましては、後刻とさせて頂くこととし、簡単ではございますが、招集のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(坂口徹君) ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりでございます。よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1.会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第12 7条の規定により議長において指名いたします。

本定例会の会議録署名議員には、8番、井上議員、9番、横田議員を指名いたします。 両議員には会期中よろしくお願いいたします。

続きまして、日程2.会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日から本月20日までの18日間と定めることについて、これに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月20 日までの18日間と決定いたしました。

続きまして、お手元に配布しております議事日程表の日程 3. 議案第 3 3 号 斑鳩町 災害 市慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程 1 6. 報告 第 7 号 平成 3 0 年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてまで、以上 1 4 議案を一括 上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました14議案について、総括提案説明を求めます。 中西町長。

○町長(中西和夫君) それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第33号 斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例についてであります。災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、国で定められ た災害援護資金の貸付要件等について、市町村へ権限移譲されたことに伴い、所要の改 正を行うものであります。

次に、議案第34号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、資格要件における研修の実施主体として指定都市の長を追加するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第35号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保条件について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第36号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。 低所得の高齢者に係る介護保険の第1号保険料の軽減を強化することを目的とした介護 保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令が改正され、令和元年度 の介護保険料から適用されることとなったことに伴い、本町における保険料率について 所要の改正を行うものであります。

次に、議案第37号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてであり ます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,420万2千円を追加し、歳入歳 出それぞれ89億7、425万1千円とするものであります。はじめに、歳入予算の補 正についてであります。第15款 国庫支出金では、第1項 国庫負担金で、低所得の 高齢者に係る介護保険の第1号保険料の軽減強化を行うため介護保険事業特別会計への 繰出金に対して、負担金が交付されることから537万4千円の増額補正をお願いする ものであります。第2項 国庫補助金では、本年10月から実施予定の幼児教育・保育 の無償化に伴う制度改正に対応するための事務費に対して、補助金が交付されることか ら、子ども・子育て支援事業費補助金1、308万円の増額補正と、同じく10月から 実施予定の就学前の障害児に対する発達支援の無償化や消費税改定に伴う障害者自立支 援給付費の報酬改定等に対応するため障害者支援システムの改修費に対して補助金が交 付されることから、地域生活支援事業費補助金56万1千円の増額補正をお願いするも のであります。次に、第16款 県支出金では、第1項 県負担金で、国庫負担金と同 様の理由により268万7千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第21 諸収入では、第5項 雑入で、自治会から申請のあったコミュニティ活動事業が、 自治総合センターコミュニティ助成事業の助成対象として決定されたことから、250 万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。第2款 総務費では、第1項 総務管理費で、歳入で申しあげました自治会に対する自治総合センターコミュニティ助成金250万円の増額補正と、職員の退職に伴う職員退職手当負担金558万5千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第3款 民生費では、第1項 社会福祉費で、歳入で申しあげました障害者支援システムの改修に伴う委託料79万2千円の増額補正と、低所得者の高齢者に係る介護保険の第1号保険料の軽減強化を行うため介護保険事業特別会計への繰出金1,074万8千円の増額補正をお願いするものであります。第2項 児童福祉費では、歳入で申しあげました幼児教育・保育の無償化に伴う制度改正に対応するための費用として1,308万円の増額補正をお願いするものであります。次に、第4款 衛生費では、第1項 保健衛生費で、火葬場における高圧ケーブルの経年劣化に伴う修繕料として150万円の増額補正をお願いするものであります。第2項清掃費では、最終処分場のごみ積替え施設における受入コンベアの駆動チェーンの経年

劣化に伴う修繕料として239万円の増額補正をお願いするものであります。最後に、第12款 予備費では、今回の補正に要する財源として1,239万3千円を充当させていただく補正をお願いするものであります。

次に、議案第38号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算の款項のみを補正するものであります。その内容といたしましては、介護保険料の所得段階が第1段階から第3段階に該当する者の保険料軽減分に係る介護保険料の減額補正とその公費の繰入れをお願いするものであります。

次に、議案第39号 令和元年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。公共下水道工事の法隆寺北1丁目地内の第15処理分区18工区-1工事及び神南4丁目地内の第11処理分区8工区-6工事に伴う配水管移設工事について、2か年整備事業として取り組むことから、継続費の追加補正をお願いするものであります。

次に、議案第40号 令和元年度斑鳩町下水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。公共下水道工事の法隆寺北1丁目地内の第15処理分区18工区-1工事について、2か年整備事業として取り組むことから、継続費の追加補正を、また、神南4丁目地内の第11処理分区8工区-6工事について、継続費の額の補正をお願いするものであります。

次に、選挙第1号 斑鳩町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙についてであります。現在の委員及び同補充員の任期が本年7月17日をもって満了することから、地方自治法第182条第1項の規定により、議会にその選挙をお願いするものであります。

次に、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)であります。平成30年度本特別会計において、医療費等に要した費用に対して歳入が不足したため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和元年度の歳入を繰り上げてこれに充てる必要が生じました。このため、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,400万円を追加し、歳入歳出それぞれ33億4,560万円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年5月27日付けで専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について)であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ56万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ89億5,004万9千円とする

補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、令和元年5月21日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。その内容は、消防団員の退職に伴う消防団員退職報償金の受け入れ及び支給に要する費用となります。

次に、報告第5号 平成30年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。平成30年度予算において、繰越明許費の議決をいただきましたホームページ更新システム元号改元対応改修事業のほか8事業について、繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和元年度予算に繰り越したことから、その報告を行うものであります。次に、報告第6号 平成30年度斑鳩町下水道事業会計予算繰越計算書の報告につい

てであります。阿波3丁目地内の第14処理分区21工区-1工事について、予算の繰越を行ったことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第7号 平成30年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてであります。 平成30年度において、公益財団法人斑鳩町文化振興財団が実施した公演・文化講座事業は15事業であり、これら事業を含めた公益目的事業の実施に要した事業費は1億1,320万4,484円となっております。また、収益事業等に要しました事業費では1,965万349円となっております。

以上をもちまして、提案をいたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決賜りますようお願いを申しあげます。ご清聴ありがとうございました。

○議長(坂口徹君) ここでお諮りいたします。

本日提出されています議案について、ただ今、町長から総括提案説明を受けましたので、日程3. 議案第33号から日程10. 議案第40号までの8議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程3. 議案第33号 斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第33号に関する総括質疑を終結いたします。 ただ今、議題となっています議案第33号は、厚生常任委員会に付託いたします。 続いて、日程4. 議案第34号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(坂口徹君) これをもって、議案第34号に関する総括質疑を終結いたします。 ただ今、議題となっています議案第34号は、総務常任委員会に付託いたします。 続いて、日程5. 議案第35号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関 する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。 12番、木澤議員。
- ○12番(木澤正男君) 今回ですね、家庭的保育事業等の卒業後の受け皿の提供を行う 連携施設の確保条件の緩和ということで、条例改正がでてきたんですけども、これ、町 内の対象事業所っていうのはあるんでしょうか。
- ○議長(坂口徹君) 加藤住民生活部長。
- ○住民生活部長(加藤惠三君) 町内の対象事業所ということで、現時点ではございません。一点、小規模保育所というのがございますけれども、そちらにつきましては、すでに受け皿がございますので、今回の条例改正に伴う対象ということではございませんのでよろしくお願いします。
- ○議長(坂口徹君) 12番、木澤議員。
- ○12番(木澤正男君) 小規模保育所が1か所あるということですけども、それについては受け皿の方は確保できているということですね。この条例改正するにあたって今後ですね、そうした対象事業所が出てきたときの対応ということになるんですけども、私ちょっと気になったのは、今回確保条件が緩和されるということで、これ確保できなかった場合に、対象事業所っていうのは、卒業後の受け皿がないとなったときには、運営ができないということになってるんでしょうか、今。
- ○議長(坂口徹君) 加藤住民生活部長。
- ○住民生活部長(加藤惠三君) 今現時点の、これ国の基準の方で定められているわけですけれども、この改正前の状態の受け皿というのは保育園、幼稚園、認定こども園ということに限定をされておったというところです。今回こういった形で連携施設の条件の緩和がなされているということですので、この厚生省の定める基準に基づき条例を定めるということになっておりますので、そういったことが、基準を満たさないということになれば、運営の方は当然できないということになります。

- ○議長(坂口徹君) 12番、木澤議員。
- ○12番(木澤正男君) 今でも特に 0歳から 2歳の乳児については、ここではそういう 現象は起こってませんけど、特に都市部の方でですね、受け入れ先がないといって困っておられるという状況をお聞きしますし、さらにその卒業後の受け皿がないと運営もできないということであれば、受け皿がなくてもまずそこに入れるようにという、その趣旨とさらに今回改正については、企業型の保育所とまた認可外の保育施設で自治体が支援をしているところというふうになっていますが、ちょっとこの気になったのが、認可外保育所、施設ですね、こちらについては認めることによって安全基準の後退につながるんじゃないかなというふうに心配はしているんですけども、そこについては町はどういうふうに考えておられるでしょうか。
- ○議長(坂口徹君) 加藤住民生活部長。
- ○住民生活部長(加藤惠三君) 今、おっしゃられました認可外保育施設の関係が、たとえば無条件にこの受け皿になるということではございません。今、おっしゃいました企業主導型保育園とあと今おっしゃった認可外保育園があるんですけれども、それについて、町長が適当と認める事業者というのがそのあとについておりますので、そちらの方で町としては一定基準を満たす必要があるというふうに現時点でも考えておりますので、今、おっしゃっている心配については特に現行の保育水準が下がるというふうになるというふうには考えておりませんのでお願いします。
- ○議長(坂口徹君) 12番、木澤議員。
- ○12番(木澤正男君) 趣旨についてはわからないでもないので、別に特に反対等ではないんですけども、町長が認める場合ということでですね、町長もその時々でまたいずれは変わらはるときが来ると思いますので、やはりですね、そういう対象施設が出てきたときに、受け皿的にどうなんだということを早い段階で把握していただいて、やっぱり議会に相談いただきたいなというふうに思ってるんです。それは可能ですかね。
- ○議長(坂口徹君) 加藤住民生活部長。
- ○住民生活部長(加藤惠三君) この関係につきましてはね、町が必ず関与していくこと になりますので、そういった過程において、今おっしゃっていただいている議会等につ いてもご相談の方はまた改めてさせていただくというふうに考えております。
- ○議長(坂口徹君) 12番、木澤議員。
- ○12番(木澤正男君) 今すぐに対象施設はないんですけども、今後やっぱり発生して くるという点で、そうした心配がありましたんで、今、理事者の方からきちっと報告、

相談いただけるということを確認しましたんで、以上で終わっておきます。

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第35号に関する総括質疑を終結いたします。 ただ今、議題となっています議案第35号は、厚生常任委員会に付託いたします。 続いて、日程6. 議案第36号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第36号に関する総括質疑を終結いたします。 ただ今、議題となっております議案第36号は、厚生常任委員会に付託いたします。 続いて、日程7. 議案第37号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)につ いてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第37号に関する総括質疑を終結いたします。 ただ今、議題となっています議案第37号は、総務常任委員会に付託いたします。 続いて、日程8. 議案第38号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第38号に関する総括質疑を終結いたします。 ただ今、議題となっています議案第38号は、厚生常任委員会に付託いたします。 続いて、日程9. 議案第39号 令和元年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号) についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

 ○議長(坂口徹君) これをもって、議案第39号に関する総括質疑を終結いたします。 ただ今、議題となっています議案第39号は、建設水道常任委員会に付託いたします。 続いて、日程10. 議案第40号 令和元年度斑鳩町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第40号に関する総括質疑を終結いたします。 ただ今、議題となっています議案第40号は、建設水道常任委員会に付託いたします。 続いて、日程11.選挙第1号 斑鳩町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙に ついてを議題とし、これより選挙を行います。

選挙の方法は、投票による選挙と指名推選による選挙があります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名資格当選人を決定する ことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって議長において指名いたします。

選挙管理委員会の委員には、浅部京子氏、吉田憲子氏、今邨鐵雄氏、松下靖氏、以上 の4名を指名いたします。

続いて、選挙管理委員会委員の補充員の指名を行います。第1位 浅井真氏、第2位 鈴木さよ子氏、第3位 吉田建皿郎氏、第4位 宮﨑莊平氏、以上の4名を指名いたし ます。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4名の方を選挙管理委員会の補充員の当選人として、かつ、 指名した順位によることに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員会委員の補充員には、第1位 浅井真氏、第2位 鈴木さよ子 氏、第3位 吉田建皿郎氏、第4位 宮崎莊平氏に決定いたしました。

続いて、日程12. 承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて (令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)を議題と いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付 託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって承認第4号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

加藤住民生活部長。

○住民生活部長(加藤惠三君) それでは、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)につきまして、ご説明を申しあげます。

はじめに議案書を朗読をさせていただきます。

承認第4号

町長専決処分について承認を求めることについて

(令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和元年6月3日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読をさせていただきます。

斑専第6号

専 決 処 分 書

令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)ついて標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和元年5月27日

斑鳩町長 中 西 和 夫

本補正予算の内容につきましては、平成30年度の本特別会計において、医療等にかかる費用に対し、歳入が不足したため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和元年度の歳入を繰り上げて、これに充てるものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりご説明をさせていただきます。補 正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに歳入でございます。第6款 諸収入、第2項 雑入、第7目 歳入欠かん補 填収入で2億4,400万円の増額をいたしたものでございます。

続きまして、歳出でございます。6ページをお願いをいたします。第11款 前年度 繰上充用金、第1項 前年度繰上充用金、第1目 前年度繰上充用金で2億4,400 万円の増額をいたしたものでございます。 それでは、1ページにお戻りをいただけますでしょうか。予算総則を朗読をさせてい ただきます。

令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)

令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(会計年度の表示)

第1条 平成31年度国民健康保険事業特別会計予算の会計年度の表示は、「令和元年度」とする。

(歳入歳出予算の補正)

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ244,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,345,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

> 令和元年 5 月 2 7 日 専決 斑鳩町長 中 西 和 夫

以上で、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和元年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)ついて)につきましてのご説明と させていただきます。

何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようよろしくお願い を申しあげます。

- ○議長(坂口徹君) 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(坂口徹君) これをもって、承認第4号に関する質疑を終結いたします。 お諮りいたします。承認第4号については、原案どおり承認することにご異議ござい ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、承認第4号については、満場一致で承認いたされました。

ここでお諮りいたします。

皆さんのお手元に配布しております追加日程1. 陳情第1号 交差点への信号等の早期設置を求める要望書 — 小吉田1丁目の町道405号線と斑鳩パークウェイが交わる

交差点 — についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議 ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 陳情第1号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1. 陳情第1号、交差点への信号等の早期設置を求める要望書 一 小吉田1丁目の町道405号線と斑鳩パークウェイが交わる交差点 一 についてを 議題といたします。

ただいま議題となっています陳情第1号は建設水道常任委員会に付託いたします。

次に、日程13.報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について)を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、報告第4号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について)につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第4号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和元年6月3日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第5号

専決処分書

令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和元年5月21日

斑鳩町長 中 西 和 夫

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に沿いまして、ご説明いたします。恐れ 入りますが、補正予算書の5ページをお願いいたします。

はじめに、歳入の補正であります。第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、消防団員1名が退団されたことから、消防団員退職報償金受入金56万4千円 について増額補正をさせていただいたものであります。

続きまして、歳出予算の補正であります。6ページをお願いいたします。第8款 消防費、第1項 消防費では、第2目 非常備消防費で、消防団員の退団に伴う退職報償金56万4千円について増額補正をさせていただいたものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和元年度斑鳩町一般会計補正予算 (第2号)

令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ564千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,950,049千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

> 令和元年 5 月 2 1 日 専決 斑鳩町長 中 西 和 夫

以上で、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和元年度斑 鳩町一般会計補正予算(第2号)について)の説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

- ○議長(坂口徹君) 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(坂口徹君) これをもって、報告第4号に関する質疑を終結いたします。

報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について)を終わります。

次に、日程14.報告第5号 平成30年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、報告第5号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(面巻昭男君) それでは、報告第5号 平成30年度斑鳩町一般会計繰越明 許費繰越計算書の報告につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第5号

平成30年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和元年6月3日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

本報告につきましては、平成30年度予算において、繰越明許費の議決をいただいている歳出予算のうち、当年度内で執行できなかった経費を令和元年度予算に繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その報告を行うものでございます。

それでは、次のページの平成30年度 斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書により、 ご説明を申しあげます。

はじめに、第2款 総務費で、元号改元に伴うシステム改修費用として、ホームペー

ジ更新システム元号改元対応改修事業で、翌年度繰越額は8万7千円、また総合行政システム等元号改元対応改修事業で、翌年度繰越額は733万2,120円となっております。

次に、第3款 民生費では、認知症高齢者グループホームにおける非常用自家発電設備の整備支援費用として、地域介護・福祉空間整備等補助事業で、翌年度繰越額は737万円、また今年10月の消費税率の引上げに備えた低所得者及び子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券の発行のための準備費用として、低所得者・子育て世帯プレミアム付商品券発行事業で、翌年度繰越額は204万4千円となっております。

次に、第4款 衛生費では、風しんの定期予防接種実施のための、現在39歳から56歳までの男性を対象とした抗体検査に要する費用として、成人風しん予防接種実施事業で、翌年度繰越額は788万円となっております。

次に、第6款 商工費では、斑鳩ブランド創造協議会運営補助における斑鳩ブランドマークの商標登録にかかる費用として、斑鳩ブランド創造協議会運営事業で、翌年度繰越額は22万5,600円となっております。

次に、第7款 土木費では、県とのまちづくり連携協定の基本構想の策定にかかる費用として、まちづくり連携協定基本構想策定事業で、翌年度繰越額は198万8千円となっております。

次に、第9款 教育費では、小・中学校の空調設備整備に要する費用として、小学校 空調設備整備事業で、翌年度繰越額は2億1,359万2千円、また、中学校空調設備 整備事業で、翌年度繰越額は1億6,856万8千円となっております。

これら9事業、合計4億908万6,720円について令和元年度予算に繰り越した ものであり、その財源内訳は、未収入特定財源の国・県支出金で1億455万3千円、 地方債で2億7,260万円、一般財源で3,193万3,720円を計上しておりま す。

以上で、報告第5号 平成30年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましてのご報告とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

- ○議長(坂口徹君) 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(坂口徹君) これをもって、報告第5号に関する質疑を終結いたします。 報告第5号 平成30年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終

わります。

続いて、日程15.報告第6号 平成30年度斑鳩町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。よって、報告第6号については、委員会付託 を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

植村都市建設部長。

○都市建設部長(植村俊彦君) それでは、報告第6号 平成30年度斑鳩町下水道事業 会計予算繰越計算書の報告についてをご説明を申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第6号

平成30年度斑鳩町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

標記について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和元年6月3日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

本報告につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により建設改良費のうち阿波3丁目地内の下水道工事を繰り越しましたことから、その繰越額を報告するものでございます。2枚目の繰越計算書をごらんいただきたいと思います。第1款 資本的支出、第1項 建設改良費 事業名 斑鳩町公共下水道事業(第14処理分区21工区-1工事)、予算計上額でございますが1億1,852万3,520円、支払義務発生額は7,100万円、翌年度繰越額は4,752万3,520円、その財源の内訳でございますが、まず国庫補助金といたしまして2,376万1,760円、起債が2,370万円、その他が6万1,760円でございます。なお、不用額及び翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額はともに0円でございます。

内容といたしまして、阿波 3 丁目、目安 4 丁目地内で実施をいたしております第 1 4 処理分区 2 1 工区 - 1 工事におきまして、三代川にかかります河川占用協議に日数を要しましたことから工事期間の延期と共に、予算も繰り越したものでございます。なお、

当該工事につきましては、令和元年5月10日に竣工をいたしております。

以上で、報告第6号 平成30年度斑鳩町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

○議長(坂口徹君) 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、報告第6号に関する質疑を終結いたします。

報告第6号 平成30年度斑鳩町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

次に、日程16.報告第7号 平成30年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを 議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付 託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、報告第7号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(画巻昭男君) それでは、報告第7号 平成30年度斑鳩町文化振興財団事業報告につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第7号

平成30年度斑鳩町文化振興財団事業報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和元年6月3日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

恐れ入りますが、平成30年度事業報告書、ページ番号の1ページをお願いいたします。

はじめに、財団の概況であります。上から3つ目の財団の事業ですが、文化振興財団では、事業を大きく分けて(1)の公益目的事業と(2)の収益事業等の2事業を実施

しています。(1)の公益目的事業では、まず公1の公演・文化講座事業として、自主文化事業を14事業実施し、これらの事業の事業収益は648万6,958円で、事業費は1,342万1,894円となっています。

次に、公益目的利用に係る貸館事業及びその維持管理である、公2のホール管理・貸与事業では、事業収益は1,104万1,042円で、事業費は9,978万2,590円となっております。次に、コピーサービス料金や斑鳩町からの指定管理料などの共通収入を経理する共通では、事業収益のみで8,947万6,749円となっております。この結果、公益目的事業の合計は、事業収益が1億700万4,749円で、事業費は1億1,320万4,484円となっております。

次に、(2)の収益事業等でございます。まず販売・営利活動など公益目的利用以外に 係る貸館事業及びその維持管理である、収1のホール管理・貸与事業では、事業収益は 1,120万1,353円で、事業費は585万5,822円となっております。

次に、図書館に係る維持管理費でございます、収2の図書館管理事業では、事業収益は1,379万4,527円で、事業費は同額の1,379万4,527円となっております。ホール全体の管理に必要な委託料、光熱水費等を面積比で按分しており、22パーセント分を図書館分として受け入れを行っております。この結果、収益事業等の合計は事業収益が2,499万5,880円で、事業費は1,965万349円となっております。これらの事業の実施状況につきましては、事業報告書の3ページから5ページにかけまして、平成30年度事業実施状況として、各事業別にその実施内容を、また6ページから9ページにかけましては、平成30年度施設使用状況として、大ホールや小ホール、研修室などの各施設の利用状況等につきましてまとめています。また、収益と費用につきましては、13ページから14ページにかけまして、正味財産増減計算書と正味財産増減計算書内訳表をもって整理をさせていただいているところでございます。

恐れ入りますが、少しお戻りいただきまして、11ページの貸借対照表をごらんいただけますでしょうか。はじめに、資産の部の1.の流動資産、負債の部の1.の流動負債は、ともに前年度より269万3,917円減の2,641万3,595円となっております。また資産の部の2.の固定資産では、(1)の基本財産で、前年度と同額の1億円、(2)のその他固定資産合計は297万3,676円で、固定資産の合計は1億297万3,676円となっております。これに流動資産2,641万3,695円を加えた資産合計は1億2,938万7,271円で、これは貸借対照表の一番下の負債及び正味財産合計と同額となっております。また12ページにおきまして、公益目的事業

会計、収益事業等会計、法人会計と、会計別に区分した貸借対照表内訳表を整理しているところでございます。

15ページをお願いたします。財務諸表に対する注記であります。この財務諸表に対する注記では、15ページから16ページにかけまして、文化振興財団の重要な会計方針について、固定資産の減価償却の方法や、消費税等の会計処理、基本財産及び特定資産の増減額、その残高と財源の内訳等、また固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高等などを示しているところでございます。

18ページをお願いたします。財産目録であります。この財産目録では、平成31年3月31日現在の財産の保有状況を示しております。年度末の正味財産は、表の一番下の行でございますが、1億297万3,676円となっており、先ほど11ページの貸借対照表の下から2行目の正味財産合計と一致しております。また19ページ以降につきましては、正味財産増減計算書の事業区分別の内訳表となっております。

最後に、28ページをお願いいたします。監査報告書ですが、去る4月25日に実施 されました監査結果につきまして、その報告書を添付しております。

以上で、報告第7号 平成30年度斑鳩町文化振興財団事業報告とさせていただきます。ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

- ○議長(坂口徹君) 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(坂口徹君) これをもって、報告第7号に関する質疑を終結いたします。

報告第7号 平成30年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明4日、5日は休会、6日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻に ご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。どうもお疲れさまでした。

(午前10時47分 散会)